

令和2年(ネ)第409号 南相馬市原発損害賠償請求控訴事件

一審原告 高田一男 外

一審被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面 6

～弁済の抗弁に対する反論について～

2022年1月19日

仙台高等裁判所 第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 広田 次 男



同 弁護士 大木 一俊



同 弁護士 坂本 博之



同 弁護士 深井 剛志



外

## 第1 はじめに

一審被告は、控訴理由書の「第6」や控訴審準備書面(1)～(3)において、いわゆる「弁済の抗弁」に関する主張を行っている。この弁済の抗弁が極めて不当なものであり、到底認められる余地がない主張であることは、一審原告の控訴答弁書等において主張してきた。

そして、御庁は、2021（令和3）年11月9日の進行協議期日において、一審被告の弁済の抗弁を「弁済の抗弁」として認めるつもりがないことを明言した。そこで、一審原告としては、弁済の抗弁が認められるべきでないとの主張を詳細に行なうことはしない。

もっとも、一審被告は、上記進行協議期日において、弁済の抗弁を撤回することはせず、これまでの支払実績を損害額算定の事情として主張する旨を明らかにしたので、それに対する反論に必要な限度で、以下主張する。

## 第2 一審被告控訴審準備書面(1)に対する反論

### 1 一審被告の主張

一審被告は、控訴審準備書面(1)において、直接請求手続における、請求から賠償に至るまでの過程を述べている。そして、直接請求手続は、多数の被害者を早期に救済することを念頭に、請求・確認の手続を定型化・簡略化し、多くの場合には実損害を超える水準の賠償額となるよう策定されたものであると主張する。そのうえで、各自の個別事情を踏まえて検討した場合には、損害の発生が認められない、あるいは本件事故と損害の相当因果関係が認められないなど、裁判実務においては賠償されるべきである損害とは通常認め得ないケースも含めて、定型的な手續を通じて、賠償金が支払われ、結果として過剰な賠償がなされていると結論付けている。

しかしながら、以下詳細に述べるように、一審被告が述べる、直接請求手続の過程、内容は、実態とは全く異なっている。

## 2 一審被告が一審原告に弁済をした経緯

### (1) はじめに

原発事故後、被害者への賠償は、訴訟手続による解決を除けば、原子力紛争審査会（以下、「原賠審」という。）が策定した指針類に基づく一審被告の自主賠償、もしくは原子力損害賠償紛争解決センター（いわゆる原発ADR）による和解仲裁に基づいてなされてきた。

本項では、一審被告による被害者への賠償が「損害項目ごと」の「合意」の積み重ねによって行われてきた経緯及び実態を指摘する。

### (2) 原賠審における議論状況

#### ア 原発事故直後の議論状況

原発事故からおよそ1ヶ月後の平成23年4月15日に開催された第一回原賠審では、以下のような委員の発言が相次いだ。

#### 記

- ・ 「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず第一義的に指針を定めて、それに従って、この仮払いが適正に行われるようについてことを、最初の早期に結論を出すべき目標とする、そういう審議の方法ができるんではないかとも思いますので、その辺を少しご考慮いただければと思います。」（鎌田委員）
- ・ 「いずれにしろ、損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していくということでいいのではないかと思います。」（野村委員）
- ・ 「今の事故の状況を見ますと、期限を切ってとか額の確定というのはおそらくできないと思います。だから、今、できる範囲でとにかく救済措置をやっていかないと、下手すると10年先まで確定しないということが起こり得るという、非常に特殊な状況の中での指針をつくれるようにお願いしたいと思います。」（田中委員）

以上

また、第1回原賠審に同席した北側内閣官房室長からは、「今回の事案があまりにも大きいということと、被害も相当の範囲にわたっているということで、総合的にどのようにすればいいのか、例えば、損害が確定して、事業者と被害者の話がつくまで何もできない、しないという方法も政府としてもとり得ない」との発言もあった。

このような議論を経て、平成23年8月に策定された中間指針では、冒頭に以下の通り記載されている。

#### 記

##### 【中間指針・はじめにより抜粋】(甲A316)

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を惹起しかねない危険を生じさせた。このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、あるいは、多くの事業者が生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。

(中略)

このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。

(中略)

策定に当たっては、上記の事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした。

## 【中間指針「第1 中間指針の位置づけ」の第4項より抜粋】(甲A316)

なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象となるないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

### イ 指針類の策定経過

中間指針が策定された後も、原賠審では順次損害項目ごとに検討を行い、指針類が以下の通り順次策定された。

決定・公表日時	名称	概要
平成23年4月28日	第一次指針	政府指示等に伴う損害
平成23年5月31日	第二次指針	風評被害や避難生活に伴う精神的損害
平成23年6月20日	第二次指針追補	避難生活等に伴う精神的損害
平成23年8月5日	中間指針	原子力損害の範囲の全体像
平成23年12月6日	中間指針第二次追補	政府の避難区域等の見直し等に係る損害
平成25年1月30日	中間指針第三次追補	農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害
平成25年12月26日	中間指針第四次追補	避難指示の長期化等に係る損害・住居確保損害

### ウ 損害項目の多さ・複雑さに関する議論

原発事故による被害項目の多さや複雑さは、原賠審の議論でも意識されていた。

例えば、原発事故から2年を経過した平成25年3月28日に開催された第31回原賠審では、通常の不法行為と同様に3年で消滅時効に服せしむることは相当ではないという問題意識が共有されていたが、かかる議論においても損害項目の多さや被害の継続性が、過去の不法行為事案において類例がないことが指摘されていた。

## 記

【大谷委員】（中略）

それから、損害項目の多さ、複雑さですね。これは被害者一人をとってみましても、これまでの損害賠償の世界とは全く違いまして、不動産、家財、営業用資産、営業損害、就労不能損害というように、極めて多項目にわたっているわけでありまして、こういう損害の全部について、これまた専門家のアドバイスを受けた上で、どういう形で解決を図るかという判断をするには、やはり3年というのは余りにも短いと言わざるを得ません。

つまり、最初に述べました被害者の人数の多さ、それから、損害項目の多さ、複雑さ、こういうような点で、今回の災害は過去の不法行為の事案には例を見ないものだと言わざるを得ません。

次に、被害者の置かれた状況を見ますと、自分の賠償問題の決断というのは、身辺が落ち着いて、ある程度正常な生活に戻った後でないと、どうするかということをきちんと決めることは難しい。いまだに被害者の多くは避難中で、今後の生活設計も立てられないという状況にあります。そういう状況の中で、これから対応方針の決断を今するということは非常に難しい、困難を強いるということになると思います。このように、多くの被害者がそういう状況にあるまま、不法行為を原因とする避難を継続しているという状態ですね。これも過去の不法行為事案には例を見ないものであるという、極めて特異なものであるということをまず言わなければいけないと思います。

### エ 損害項目ごとの合意に基づく賠償と整理してきたこと

平成27年9月9日に開催された第41回原賠審では、政府が原発事故後6年までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示区域の避難指示を解除する方針を示したことを受け、指針にどのような影響が生じるかについて議論された。

その際、能見会長は、以下の通り発言し、原発事故による精神的損害の賠償は当事者間の合意をベースになされていくこと、もっとも、かかる合意は清算条項付きの和解効は伴わないものであること整理がされ、東電担当者も同様の認識を示した。

### 記

【能見会長】 こういう閣議で決定されて、ある種政策的な方針が出されて、それがそれ自体としてどういう意味を持つのかというと、指針との関係で、いろんな問題があるのかと思うのですけれども。

まず、今までにもこういう政府主導の指針といいますか、政策が出たわけですが、基本的にはこれは、政府がこういう方針でやっていきたい、そういう方針のもとで、政府が東電に自主的な賠償を促すように働きかけて、東電もそういう賠償をすることを受け入れて、被災者の方も、基本的にはそれに合意すると、その合意の枠組みでもって賠償される。今回の閣議決定はそういうものだというふうに理解しております。

そういう意味で、この審査会の指針でいろんな基準が書いてありますけれども、閣議決定はそれ自体を直接いじるものではない。あくまで当事者間の合意のベースでもって行われる。これが、いわば指針から見て追加的な賠償になっているかどうかというところは、もう少し考えなくてはいけないと思いますけれども、基本的には、今回の閣議決定の内容はそういう追加的な賠償になっているという理解があり得るのかなと思います。ほかの委員の皆さんもそういうことでいいのかどうかということを、審査会としては確認したいと思います。

### オ 「過払」の可能性を指摘する議論は皆無のこと

なお、原賠審では、中間指針類の策定にあたり、一審被告に対し、清算条項を付さないように繰り返し釘を刺してきた。第41回原賠審における応答は上記の通りであるが、平成25年10月1日に開催された第35回原賠審で

も以下の応答がなされている。

### 記

【能見会長】 どうもありがとうございました。委員の方から何か質問等がございましたらお願ひいたします。

ちょっとお伺いしたいのは、既にある程度財物の賠償は進行していて、それで、被災者の方と合意が既にたくさん行われていると思いますが、その合意がされたときに、書面みたいなものを取り交わすんだと思いますけれども、そこでは、例えは今後一切賠償には応じませんとか、そういう条項は入っていますか。

【小川室長（東電）】 私どもの賠償を始めた当初にそういった文言を合意書の用紙に入れていた時期がございまして、かなりおしかりを頂いたところもございます。現在の財物賠償の合意書におきましては、そのような文言は入れておりません。

【能見会長】 この文言が入っているか入っていないかによって違うわけではないと思いますけれども、今後この審査会で住宅等について、当然、いろいろ御努力はされておりますけれども、仮にその額よりも高い賠償基準みたいなものが出てきたときに、既に合意されている当事者の間でも更に追加の賠償というものが生じる可能性がありますので、そのときの対応の仕方もよろしく御検討いただくよう。

【増田常務（東電）】 はい。決してそのような方々が不利にならないように、真摯に対応させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

このように、指針に基づく支払が過払になる可能性について原賠審で議論されることは皆無であり、むしろ、前述ア記載のとおり、「損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していく」とい

う争いがないものから支払うという性質であるため、その賠償は過払になるどころか、不足するものであるから、追加賠償が認められるということのみが問題になっていたのである。

## 力 小括

原賠審が、原発事故被害の重大性、広汎性、長期化という特殊性に照らし、「損害項目ごと」の指針を順次策定し、これに基づいて、被害者が一審被告と清算条項は伴わない「合意」の積み上げによって、賠償が行われてきた。

また、原賠審の議論では、「追加の賠償の可能性」が指摘されたことこそあれ、「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であった。

### (3) 東電による自主賠償対応

#### ア 損害項目ごとの請求書発送・合意の積み重ね

原賠審から賠償指針が示されると、一審被告はかかる指針に基づき「損害項目ごと」の請求書を被害者に発送した。多くの被害者は、一審被告から送付された請求書に、苦労しながらそれぞれの損害項目ごとの被害実態を記載し、それぞれの疎明資料を添付して賠償請求をした。

請求書を受領した一審被告は、請求書及び疎明資料を精査し、一審被告が受諾できる内容を記載した合意書の案を被害者に送付し、被害者がそれに署名押印することによって、損害項目ごとの賠償を積み重ねてきた（甲A328）。

#### イ 一審被告の査定に基づく支払

一審被告は、被害者の請求をそのまま認容するのではなく、被害者から送付された証憑類を精査し、一審被告が定めた基準に基づいた査定に基づき、一審被告が認容できる金額を印字した「合意書」を被害者に送付してきた。

当該「合意書」には、損害項目が明記されていたほか、同送されてきた書面「ご請求頂いた金額からの変更点について」には、被害者の請求額と東電の査

定額の齟齬（すなわち、一審被告による査定結果）が明記されていた。

一審被告から送付された合意書に押印しなければ賠償を受けられない立場にあった被害者は、やむなく一審被告が印字した賠償額での「合意書」に署名・押印し、一審被告が提示する賠償額に甘んじざるを得なかった。

#### ウ 「立証不足」の損害を切り捨ててきたこと

一審被告は立証不足を理由として多くの被害を切り捨ててきた。

例えば、生命・身体的損害について、一審被告は、医師が因果関係について「不明」「なし」とされたものについても支払われている賠償金が存在することを指摘するが、実際には多くの場合において一審被告は、因果関係が存在しないことを理由として賠償を拒んできた。

避難者の多くは、度重なる転居で主治医が変遷し、また、避難の長期化に伴い、体調悪化と原発事故との因果関係の立証が日々困難になっていった。その中で、一審被告は事実上不可能な立証を被害者に強いることで、損害の切り捨てをしてきたのである。

同様に、家財の賠償でも、被害者は家財の被害額の「立証」を一審被告から求められた。被害者の多くは、原発事故が起きることは想定しておらず、購入時の証憑類を保有していないケースが大半であったため、一審被告の査定額を争う手段はなく、一審被告による査定を甘んじて受け入れるほか無かった（甲A329）。

このような実態は原賠審では共有されており、「当時、緊急事態だったので、証拠があまり残っていないようなときに、申請してもあまり認めて頂けないようなことが苦情として結構出てきて」いるとの指摘が、原賠審の大塚会長代理からなされている（甲A310-1、原陪審第48回）。

存在が明白な被害について立証不足を理由に切り捨てるることは、事故加害者の対応として当然許されるものではない。

そのような中で、一審被告は、被害者に対し、原賠審が定めた指針に基づい

た定額賠償を提案しつつも、これを超える賠償については疎明資料の不足を理由に切り捨て、被害者はこれに応じざるを得ないという構造の中で「合意書」の締結を重ねてきた。

## 工 仮払補償金の清算について

なお、平成23年9月11日まで、一審被告は一部の被害者に対し、損害項目を特定せずに仮払補償金を支払ったが、その後の一審被告の賠償において、損害費目を特定せずに賠償金が支払われることは無かった。また、被害者に支払われた仮払補償金は、その後の賠償手続において本賠償において充当され、順次清算された（甲A329、甲A320における32頁）。

一審被告が被害者に順次送付した各請求書において、合意書に記載されている損害費目に関する賠償が、後日、他の損害項目に充当する可能性があることを指摘する記載は、仮払補償金の清算を除き、一切無かった。

すなわち、一審被告が被害者に配布したパンフレットでは、仮払補償金が後日の賠償（本賠償）において控除されることは記載されていたものの（甲A814における32頁），その後、一審被告から発送されたパンフレットにおいては、「実際に発生した損害額と包括請求方式でのお支払合計金額に差額が生じた場合には、必要書類（領収証、証明書類等）を確認させて頂いたうえ、必要かつ合理的な範囲において、追加で差額分をお支払いします。」などと告知し、既払金の一部が過払いとなって別の損害項目に充当される可能性がある旨の告知は一切していない。

一審被告は、原発事故直後に被害者に支払った仮払補償金に関する告知に基づき、「直接請求手続を通じた賠償においては、賠償の便宜上、特定の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、賠償金の総額にて過不足が調整されることが予定されている」と主張するが、あたかも事故直後の仮払補償金の取り扱いが、その後の賠償でも踏襲されたかのような誤解を与えかねない指摘であり、失当である。

#### (4) 原発ADRにおける賠償実態

一部の被害者は、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に申立をして被害救済を求めた。

令和2年時点での、申立件数は26, 407件に及ぶ。原発ADRに対する申立件数からも、多くの被害者が一審被告による賠償に承服していないことが明白である。

原発ADRは、申立時点で損害項目を特定して申し立て（甲A307），被害者はかかる損害項目に対応する証憑書類を提出しつつ、被害実態を仲介委員に説明し、これに対する一審被告による十分な反論を経て、仲介委員が中間指針に沿った検討を行い、和解案が提示してきた。

原発ADRで締結する和解契約書（甲A308）では、損害項目や対象期間が明示されており、後日、他の損害費目への充当されることは全く想定されていない。このようにして締結された原発ADRでの和解を、後になって覆される理由は皆無である。

なお、一審被告は、原発ADRにおいても、しばしば加害者として不適切な主張を展開した。第27回原賠審において、原発ADR・野山室長は、一審被告の対応に問題があるいくつもの事例を報告している（甲A321の1）。

具体的には、中間指針の曲解、被害者が主張する事実関係の誤導、審理不要な争点に関する疎明要求、示された和解案への回答期限の引き延ばしなど、問題がある事例を紹介した上で（甲A321の2），野山室長は「特定の弁護士の資質の問題にとどまらない印象を持っている」と表明している。

さらに、一審被告は対外的には「3つの誓い」（甲A305）「5つのお約束」（甲A306）で和解仲介案の尊重を標榜しつつも、一部の事案では、原発ADRで示された和解案すら拒絶するに至った（甲A310の3、

同311の3、同313の3、同314の4)。

裁定機能を有しない原発ADRでは、一審被告が受諾を拒否しかねない水準での和解案を示すことを仲介委員はためらわざるを得ず、示される和解案は被害者が満足できる水準に至らないことも少なくない。

## (5) 具体的な請求手続き

### ア はじめに

一審被告控訴準備書面(1)は、一審被告による直接賠償手続の過程を主張するものであるが、一審被告の主張内容は、実際に行われた直接賠償の手続きの流れの中の一部の手続きを恣意的に削除して説明をするものである。

一審原告ら避難者が、実際に行った直接賠償の手続きは、一審被告から、一審被告作成の書式による診断書等、多くの疎明資料の手続きを求められるものであり、一審被告が主張するような簡易な手続きではなく避難者に多大な負担を強いるものであった。そのため、避難者の多くは、一審被告が申請書類を膨大なものにして、避難者の申請の気持ちをくじくことを意図して作られたと感じていた。

また、当該支払いは避難者に対する賠償にもかかわらず、一審被告は「補償金の支払い」として、避難者に一連の請求書を送付しており、このことも一審被告の本件事故の加害者としての認識や責任の欠如を如実に表したものであった。

### イ 避難者の生活状況

そもそも、避難者は、苛酷な避難生活の中、膨大でかつ煩雑な直接請求の手続きを行うことを強いられた。

例えば、第1次請求に係る請求書が避難者に送付された当時、避難者の中には、未だ避難所で生活をしており、仮設住宅にすら入居が決まっていない者もあり、当面の生活の拠点すら定まっていない状況であった。また、避難者は、

着のみ着のままでの避難を強制されたのであり、当面の生活すら保障されていなかった。そのため、一審被告の提示する合意内容に不服があったとしても、当面の生活のための資金を得るためにには、合意をせざるを得ない状況であった。もちろん、当面の落ち着き先すら定まっていない環境のもとでは、生活再建のために仕事を始めることも困難な状態であった。

その後の請求についても、そもそも故郷の避難指示解除の時期や、生活再建の時期が明らかでないなか、避難者たちは、故郷に戻る、戻らないの葛藤を抱えながら避難生活を続けていた。避難者に対する誹謗中傷が故に、避難先を転々としなければならなくなってしまった避難者や、避難生活により家族が一緒に暮らせなくなり、複数の住居を構え、離れて暮らさなければならなくなってしまった避難者も多くいた。

また、避難者は故郷での生活そのものを丸ごと奪われたのであり、直接賠償は、避難者が生活再建の中途すらたたない環境の下で行われていることを忘れてはならない。

#### ウ 請求書の入手方法

避難者は、現在の避難先について、事前に一審被告に通知をしており、避難先が変更になる度に一審被告に対し、避難先を届け出していた。しかしながら、本賠償のための請求書は、そのすべてが、一審被告から当然に避難者に交付されるものではなかった。避難者が、一審被告のコールセンターに連絡をし、賠償請求を希望する費目についての請求書の送付を依頼しなければ入手できない請求書もあった。

請求書の送付を依頼する都度、避難者はコールセンターに電話をし、そこで、本人確認等の手続きをされなければならなかった。また、コールセンターは24時間対応ではないので、避難先での過酷な生活や両親の介護等で疲れ切っていた避難者や高齢の避難者にとっては、これらの手続きも負担が大きかった。

何より、一審被告がどのような費目について賠償を開始したのかを把握でき

なければ、避難者は賠償手続きを行うことができない仕組みであった。

このように直接請求は、賠償請求の仕組みが複雑でかつ、避難者が積極的に一審被告に対し働きかけをしなければならない仕組みであった。そのため、事故後 10 年経った現在でも、直接賠償が済んでいない世帯は多数存在し、かつ、複雑さゆえに直接賠償を断念せざるを得なかった避難者も存在する。

## 工 本賠償手続

### (ア) 請求の作成及び必要事項の準備

本賠償は、一審被告から避難者に対して、いわゆる「請求パック」と言われる、請求書式一式が送付される。

例えば、第 1 次賠償において配布された請求パックは次のようなものであった。

- ① 書類送付のご案内（甲 A 3 2 3 の 2）
- ② ご請求者さまの情報（請求者世帯の情報を記入する書式）（甲 A 3 2 3 の 3）
- ③ 避難履歴（請求者世帯の避難履歴を記入する書式）（甲 A 3 2 3 の 4）
- ④ 補償金ご請求書類（個人さま用）（甲 A 3 2 3 の 5）  
※A4 サイズ 54 ページの冊子となっている請求明細書
- ⑤ 各種証明書類（一審被告が作成した証明書類の書式）（甲 A 3 2 3 の 6）
- ⑥ 同意書（提出用及び控）（甲 A 3 2 3 の 7）
- ⑦ 補償金請求書（提出用及び控）（甲 A 3 2 3 の 8）
- ⑧ 補償金請求のご案内（ダイジェスト版）（甲 A 3 2 3 の 9）
- ⑨ 補償金請求のご案内（個人さま用）（甲 A 3 2 3 の 10）
- ⑩ 補償金対象期間等のお知らせ（甲 A 3 2 3 の 11）
- ⑪ 補償金ご請求の流れ（甲 A 3 2 3 の 12）

## ⑫ レターパックもしくは返信用封筒

避難者が、一審被告に対して直接請求を行う際は、どの費目についてどのような賠償が可能かを「補償金ご請求の案内」から調べなければならない。そのために、避難者はこれらの冊子を読み込まなければならなかった。さらに、直接賠償手続においては、賠償項目ごとに様々な資料の添付が必要であることから、どのような資料の提出が必要かを、冊子を読み込んで調べなければかった。

しかしながら、この冊子は、補償金請求書の記載方法を解説した冊子であるにもかかわらず、単独で 156 頁もの分量があり、手続に不慣れで、法律知識もないことが通常である避難者にとって、理解が困難な内容であった。

そのため、自分では手続きができない避難者が多発したため、自治体が直接請求手続に対する相談窓口を設置しなければならない事態に発展した。また、各地の弁護士会、司法書士会等にも相談が殺到し、専門の相談窓口を設置するに至り、国会の答弁においても、一審被告の賠償手続きの煩雑さや対応の不誠実さが問題となつた（甲 A 3 2 4、甲 A 3 2 5）。

### (イ) 請求書類の提出

一審被告に対して、賠償金の請求を行う際、避難者は次のような書類の提出を求められた。

- ① ご請求者さまの情報
- ② 同意書
- ③ 避難履歴
- ④ 補償金ご請求書類（冊子のまま送付する。）
- ⑤ 補償金請求書
- ⑥ 賠償項目ごとの証明資料

賠償請求については、請求受付開始日より 2 か月程度を目処に一審被告に請

求手続きを行うことが求められていた（甲A323の10 155頁）。

必要な添付書類等については、この案内にも十分な記載がないため、避難者は、賠償請求を行うごとに何度もコールセンターに連絡をし、どのような資料が必要であるかの確認をしなければならなかつた。

添付資料の取得、作成についても避難者は苦労をした。例えば、一審被告に対して直接請求を行う場合は、請求費目にかかわらず、前記の請求パックのうちの②ご本人さまの情報③避難経緯⑥同意書の提出をしなければならなかつた。そして、②ご本人さまの情報には、住民票の写しを添付しなければならなかつた。

しかしながら、住民票を取得するにも、初期の混乱期では各地の役所も十分に機能していなかつたため、簡単には取得できなかつた。

他にも、就労不能損害を請求したくても、雇用主の避難先がわからない、社員証を探しに自宅に戻ろうにも自宅へ立ち入ることができない、動物に自宅が荒らされているので社員証等がどこにあるのかわからなくなってしまった、書類を探そうにも放射線量が高いので短時間しか自宅に滞在できない、そもそも自宅から物の持ち出しが禁止されている等の苦労があつた。

また、請求書に添付するための資料を作る際も、全世帯がパソコンを使える、避難先にパソコンやプリンターがあるという状況ではなかつた。

さらに、直接請求の手続は、世帯ごとに行わなければならなかつた。しかしながら、避難の過程で家族が離散する例は少なくなかつたので、その請求方法も被害実態に合わないものであつた。

#### (ウ) 一審被告による請求書の精査、確認

このように避難者が苦労して作成した請求書を取得した一審被告は、請求書記載の請求内容と添付の証拠を精査したうえで、避難者に対して結果の通知を送付する。

必要な証拠が不足していた時は、一審被告から、書面または電話で書類の追

完が指示された。そして、一審被告の指定する証拠資料を準備できなかつたときは、係る費目についての賠償は認められなかつた。

例えば、避難所や避難先のホテルで生活するために購入した食器等もその他の損害として賠償請求をすることができたが、賠償が認められるためには、レシートや領収書に購入した物品すべての商品名が記載されている必要があり、商品名の記載がないものについては、賠償の対象にならなかつた。商品名の記載のないレシート等を提出した避難者に対しては、一審被告より、商品名を明示したレシートや領収書の提出を求められた。そのため、わざわざ商品を購入した店舗に行き、購入した商品名をすべて記載した領収書の再発行を求めなければならなかつた。

一審被告のコールセンターの職員の指示に従つて作成した書類についても、記載内容に不備があるとして、修正を求められたり、資料の追完を求められた。

#### (工) 審査結果の通知

審査が終わると、一審被告が賠償に合意した金額や費目について記載のある結果通知書と算定明細書が一審被告より一審原告に送付される。これに合わせて、一審被告の合意内容が記載された合意書が避難者の手元に送付される。

避難者は、合意書を一審被告に送付することによって、合意書記載の賠償を受けることができている。しかしながら、この合意書に記載されている金額は、すべての項目で算定された金額の合計額のみであった。そのため、特定の費目の賠償額に不満がある場合、合意書を提出できないためすべての賠償が受けることができない構造になつていた。避難者は、当面の生活費を手に入れるため一審被告の提示内容に合意をせざるを得ず、まさに、一審被告の意思のみが反映される一方的な手続きであつた。

#### (6) そのような賠償方式が採用された理由

##### －本件における被害と被侵害利益の特徴－

## ア 本件における被害の特徴－全生活的・全人格的な被害

これまでも繰り返し指摘してきたとおり、本件における損害は、極めて広範かつ多様な内容を含む複合的なものであり、かつ長期に及ぶことが特徴である。それは、放射性物質の拡散によって、広範な地域が全面的に汚染され、当該地域の全住民が長期的な避難を強いられるという、極めて深刻で特異な事態が引き起こされたことによる。

このような事態によって当該地域の住民は、「生活を丸ごと奪われる」という状況を強いられ、これによって、全生活的・全人格的というべき広範かつ多様な被害を被っている。すなわち、家財や生産物資などの動産、住居や田畠をはじめとする事業用不動産などの財物はもとより、様々な営業損害や就労不能による逸失利益、避難行動にともなって生じる様々な費用の支出、さらには身体的・精神的な疾病などの人身被害による医療費その他の人的損害など、生じている損害の内容は極めて広範な項目に及ぶ。

さらに、このような個別の損害項目には収斂し得ない、多様な精神的・文化的価値の棄損や、有形・無形の財産的損害、そして多様な精神的苦痛を内容とする無形の損害（すなわち慰謝料）が生じているのであり、その抽出・整理と項目化が、極めて重大な課題となる。このような広範性・多様性を有する本件被害における、個別の損害項目としては抽出し切れない慰謝料として整理すべき損害事実について、その全体を包括的に把握し、抽出したのが、故郷喪失損害と避難慰謝料という2つの慰謝料である。前者は、地域社会が丸ごと破壊されることによる、地域生活利益を中心とする包括的な権利法益の喪失であり、後者は日常生活阻害という包括的な損害を内容としている。いずれも、広範で多様な膨大な有形・無形の被害の総体であり、同時に極めて長期にわたって継続し、被害の全体像が容易に確定し得ないという特徴を有している。

## イ 被侵害利益

このような顕著な特徴を有する本件の損害において、その被侵害利益を適切

に抽出し、権利・法益として構成・構築するにあたっては、慎重な検討が求められる。そのような考慮の上で、定立されたのが「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）という概念である。すなわち、淡路剛久教授の定義によれば、本件において侵害された法益は、「地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち『包括的生活利益』である。包括的生活利益は、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる—および財産権によって法的保護を基礎づけられている。したがって、このような『包括的生活利益』を享受する権利法益を『包括的平穏生活権』と呼ぶことができる。」とされる（淡路教授意見書P11）。

このように、包括的平穏生活権は、包括的な権利・利益を内容とする、複合的な性質を有するところに大きな特徴を有している。そのような内容であるとの理由は、まさに上記のとおり、本件被害が著しい広範性・多様性を有する全生活的・全人格的な損害であることの反映である。このような性質・内容を持つ損害を、適切に理解・評価するためには、そこで侵害された権利・法益の内容を、このような包括的・複合的な広がりを持つものとして観念し、措定する必要があるのである。

#### ウ 個別損害費目の分割処理

しかし、このような包括的平穏生活権の侵害について一回的に解決することは不可能である。

本件における損害の特徴は、上記のとおり、その広範性・多様性、そして長期性にある。日々発生する損害の項目は極めて多数に及び、それらの総額は多大な金額に上るうえ、損害の発生が極めて長期にわたり、被害は今なお収束していないから、その総額が確定しないという実情にある。このような大規模な損害の全体を、一回の請求によって処理することは到底不可能というべきであ

る。上記のとおり、無限ともいるべき多種多様な損害の項目を、現時点においてその全てを摘出し、それぞれについて算定評価することは、一審原告自身にとっても、一審被告にあっても事実上不可能というべき実情にある。

他方で、本件の被害は、全生活的・全人格的なものであり、事故及び避難行動の開始直後から、地域（生活の場）を丸ごと奪われたことによる、生活破綻・生存の危機が進行していたから、早期に、それこそ「原子力損害に該当する蓋然性が高い」（甲A316・中間指針2頁。言い換えれば不法行為法上損害に該当することについて異論がない或いは少ない）損害項目から、順次個別に賠償・支払いがなされることが切実に求められた。このような実際的な必要性という点でも、損害全般の賠償を一回的・全体的に処理することを求めるることは、現実的ではなかったのである。

この点、中間指針（甲A316）5頁（第2 各損害項目に共通する考え方）でも次のように述べており、以上のような原告らの主張を裏付けている。

「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額され得ることあり得る。」

## （7）和解の成立

### ア 弁済にあたっての実際上のやりとり

一審被告が一審原告らに弁済する前提として、一審被告は、一審原告らから直接請求を受けるか、ADRによる請求を受けている。

直接請求の場合、一審被告は、一審原告らに対し、一審被告が作成した所定

の「賠償請求書」用紙を用いて請求するよう求め、また、一審被告が決めた所定の証拠を提出するよう求める。これらの請求書類が届いたのち、一審被告はこれらを審査し、場合によっては追加の証拠提出等を求め、最終的には賠償をするか否かについて判断し、その判断内容を「結果通知書（ただし、実際に送付される書面は「お支払い明細書」と題する書面である）」に記載し、「合意書用紙」とともに一審原告らに送付する。

一審原告らがその「結果通知書」の内容について賠償を受けることについて合意する場合には、合意書用紙に署名日付を記入し、署名をし、押印して東電に返送する。返送後、一審被告は合意書に基づいて、賠償金を支払うのである。

ADRの場合、一審原告らはADRで、損害について主張、立証し、証拠を提出し、最終的に、ADRにおける審理を経て、一審原告及び一審被告が和解をして、その和解に基づいて弁済を行っている。

したがって、一審被告が一審原告らに訴訟外で支払いを行う場合、その都度、特定の費目について和解契約ないし弁済の合意に基づいて支払っているのである。この点につき、次に詳述する。

#### イ 弁済合意の趣旨

##### （ア） 和解契約が成立したこと

一審被告が一審原告らに訴訟外で支払いを行う際、一審原告らと一審被告との間で合意されたの内容は、少なくとも、当該合意書で定めた損害項目について、一審原告に損害が発生していること、その損害額が当該合意書で取り決めた金額以下でないことを確認し、かつ、一審被告がその損害賠償義務を負うことを確認し、その損害について一審被告が弁済することを約したものである（和解契約（民法695条））。

仮に、和解が成立したと認められないケースにおいても、個別の請求項目に応じて、算定額、受領額を計算して一審被告から提示し、合意書を作成してい

るのであり、弁済の合意が存在する。

以下、詳述する。

#### (イ) 直接請求の場合

一審被告は、一審原告に対し、結果通知書を送付する際に、送付書に、「先般、ご請求いただきました宅地・建物・借地権の賠償金のお支払いにつきまして、内容の確認が終了いたしましたのでご連絡いたします。」「同封書類をご確認いただき、ご了解いただけます場合は、お手数をおかけして誠に恐縮ではございますが、『合意書』にご署名・捺印のうえ、返信用封筒にてご送付くださいますよう、お願ひいたします。」と記載して、お支払いの明細書と合意書を送付している（甲A330）。

そして、「お支払い明細書」には、「賠償項目」欄に賠償対象が記載され、「算定額」欄にその金額が記載されている。

さらに、「算定額の内訳」という書面も同封されており、同書面にはその賠償項目の詳細と算定額等が記載されている。

また、合意書には「請求者は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に伴い、請求者が被った損害に関し、ご請求番号への賠償金ご請求について、請求書の「A5 確認事項」の各記載事項に同意したことを確認するとともに、賠償金額の算定額の内訳はお支払い明細番号への各お支払い明細書記載の金額であり、今回の算定額（①）及び今回の受領額（②）が以下のとおりとなることについて合意します。」と記載し、個別の請求ごとの算定額、受領額が記載されている。

なお、合意書には清算条項が記載されていないが、当初の合意書には「一切の異議・追加の請求を申し立てることはできません」と清算条項が記載されていた。これについては、一審被告は2011年10月11日付のプレスリリースで、『これまでの合意書は、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはできません」という表記は、いかなる場合でも追加のご請求ができないかのよう

な誤解を招く表現となっておりますので、実際にご請求者さまにお送りする合意書用紙においては、当該部分を削除いたします。』と発表して、削除したという経緯がある。その結果、合意書に清算条項は付されず、一審原告らからの追加の請求は許容されることになった。

以上のように、一審被告が一審原告らに賠償するに際し作成された「合意書」は、一審原告と一審被告が、「お支払い明細書」及び「算定額の内訳」に記載された賠償項目について、少なくとも一審被告が策定した賠償基準に基づく金額の損害があることを一審被告自ら認め、かつ「お支払い明細書」及び「算定額の内訳」に記載した算定額の限りでその損害項目に充当する趣旨で賠償金を支払う旨の和解をしたものである（以下、一審被告が弁済するにあたり締結した一審原告らとの合意を「本件和解合意」という。次に記載するADRにおける合意も同じである）。

したがって、一審被告が「弁済の抗弁」とする裁判外の弁済の主張は、すべて、本件和解合意で定められた損害賠償債務に充当されているのであり、本件訴訟で一審原告らが請求する損害に充当する余地はなく、一審被告の主張はすべて認められない。

仮に、上記のような事実経過に基づく合意が、何らかの点で和解の要件を欠くとしても、少なくとも弁済にあたって、個別の請求項目に応じて、賠償額を算定し、受取額について合意しているのであるから、当該弁済がいかなる損害項目に対する弁済であるかという点について一審原告らと一審被告との間に合意が存在する。また、一審原告らが提出した証憑類に基づいて一審被告が算定し支払った損害額について、後に「払いすぎだ」と「因果関係を立証せよ」と主張することなど当事者双方とも想定もしていなかったはずである。

この点で新潟訴訟判決は、「(略) 直接請求のみをした一審原告らであるか、ADR手続を利用した一審原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限って弁済するとの合意がされていたと容易に認められる(略)のであつ

て、他の損害項目に充当され得ることと認めることは困難である。」（588頁）と判示している。

したがって、一審原告らにおいても一審被告においても、当該弁済が別の損害項目についてなされたものだと主張することは合意に反するし、一審被告のした弁済が過大であったと請求することも、弁済の合意に反し、許されないものである。

#### (ウ) ADR の場合

ADR の手続きで一審原告らと一審被告が合意をして一審被告が弁済をする場合でも、ADR 手続きの中で「和解契約書」を作成しており、これに従って一審被告は弁済をしている。

和解契約書は定型的な文言があるわけではないが、一審原告ら訴訟代理人弁護士が関与した事件では、多くの場合、和解の範囲について「申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について本和解の効力は及ばないことを確認する。」としたうえで、損害項目ごとにその損害額を記載し、「被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として合計金～円の支払義務があることを認める」として、支払方法を定めている。また、清算条項については、「本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない」とした契約書を作成している。

なお、清算条項を付けない和解は、本件事故に基づく損害賠償請求が求められた ADR では通常のことである。

このように、一審被告が ADR 手続きの和解に基づいて弁済を行う場合も、一審被告は、当該和解契約書に記載された損害が一審原告らに発生していること、その損害額の金額、一審被告がその損害賠償義務を負うことと認め、一審被告がこの損害額を弁済することを合意（和解。「本件和解合意」）し、これに基づいて弁済したものである。

この点、津島訴訟判決は、「(略) そこで支払われた賠償金は、和解により成立した損害賠償債務を支払ったものと認められるから、過払が生じているとは認められない。」(201頁)「このように、一審被告東電は、ADRで和解をした一審原告各との間において、当該和解で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が一審原告に発生したことを認めた上で、和解で成立が認められた損害賠償債務を支払ったものと認められるから、ADRの手続を経て一審被告東電が支払った賠償金は、すべて同和解で定められた損害賠償債務に充当されており、過払が生じていると認める余地はない。」と判示している。

したがって、一審被告が「弁済の抗弁」とする裁判外の弁済の主張は、すべて、ADRにおける本件和解合意で定められた損害賠償債務に充当されているのであり、本件訴訟で一審原告らが請求する損害に充当する余地はなく、一審被告の主張はすべて認められない。

(工) 一審被告が訴訟外における弁済について一審原告らに証憑を求めていないものがあるとの主張について

一審被告は、訴訟外で弁済をするにあたり、必ずしもすべての損害について資料を求めていない旨を主張し、弁済に相当する損害が発生していないとか、損害の主張立証を一審原告らが行うべきであるなどと主張する。

しかし、そもそも、一審被告は、本件和解合意ないし弁済の合意により、①一審原告らに損害が発生していること、②その損害額、及び③一審被告が損害賠償債務を負うことについて合意書で取り決めをする上で、賠償をする基準やその基準に合致するかを判断するために必要な資料を自由に設定することができ、実際そのようにしている。そして、あらかじめ設定した資料がそろい、基準に合致したと判断した場合には、当該損害について、本件和解合意をしているのである。他方、基準に合致しない損害賠償請求や、資料が足りない場合には、損害賠償請求を認めないという運用を繰り返してきた。

そして、一審被告が一審原告らに資料を求めなかつたということは、上記①～③を認めるうえで、必ずしも資料を求めなくても損害の発生やその数額を認めることができると一審被告が判断して本件合意をしたにすぎない。そのため、資料がなかつたとしても、本件和解合意ないし弁済の合意の有効性には何ら影響はないし、資料がなかつたということを理由として、本件和解合意ないし弁済の合意の効果を否定することもできない（民法 696 条）。

(才) 本件の合意の内容を超える一審原告らからの請求について

上記の通り、一審原告ら代理人が関与した ADR では、「本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない」という条項が記載され、一審原告が追加請求することができることは明記されている。

他方で、直接請求や一審原告ら代理人が関与していない ADR では、必ずしも上記清算条項が付されておらず、一審原告らが本件和解合意ないし弁済の合意を行った後、他の損害について一審被告に請求することが可能かということが一応問題になる。

まず、本件和解合意ないし弁済の合意の趣旨としては、上記合意で定めた損害項目と異なる損害項目（損害の費目が異なる場合や、同じ損害費目であっても損害の発生時期が異なる場合）については、一審原告らが追加で請求することが可能である。

そもそも、すでに第 1 項で詳述した通り一審原告らは一審被告に対し、順次直接請求をしており、それに対し一審被告は順次賠償を行ってきたし、一審被告が合意書に清算条項を記載しなかつたことも、このような追加請求を許容する趣旨だからである。

次に、一審原告らが本件和解合意ないし弁済の合意に基づき、ある損害項目について賠償を受けた場合に、当該損害項目について、一審原告らが本来あるべき損害額との差額を請求することがありうる。例えば、一審原告らが本訴訟

でしているように、避難慰謝料について、本来あるべき損害額と上記合意に基づいて支払われた損害額との差額を請求する場合である。

このような請求も、上記合意によって排除されない。

なぜなら、一審被告は、自ら賠償基準を定めたうえで、その基準に沿った請求（直接請求）を一審原告らに促し、請求を受けた際にはその基準に沿って審査をしたうえで、一審被告が支払うべき賠償金額を定めており、仮に当該賠償金額を超える請求がなされたとしても、その基準額を上限とすることを譲らず、合意がなされない限り弁済をしないという運用をしている。そして、これらの直接請求の賠償金額を超える請求を希望する一審原告らには、ADRや訴訟提起をすることを促しており、実際、一審原告らを含む多くの被害者が、一審被告の自主賠償基準を超える賠償を求め、ADRや訴訟をしなければならなくなり、実際、ADRや訴訟でこの基準を超える賠償請求がなされてきた。そして、ADRや訴訟で、一審被告の賠償基準を超える損害額が認められ、一審被告が賠償してきた事実が存在するからである。

一審被告が合意書に清算条項を記載しないのは、このような追加請求を許容する趣旨である。

上記の通り、原賠審でも、避難慰謝料の一括賠償についての議論で、能見会長が「被災者がこの賠償を受け取ることによって、将来の賠償全てについてのいわば和解があったという扱いにはならないでしょうね、ということです」と質問したのに対し、一審被告の担当者は、「いわゆる清算条項みたいなイメージかと思いますが、それは一切ございません」と述べたり、能見会長が「すでに合意されている当事者の間でもさらに追加の賠償というものが生じる可能性がありますので、その時の対応の仕方もよろしく御検討いただくよう」と質問したのに対し、一審被告の担当者は、「はい。決してそのような方々が不利にならないように、真摯に対応させていただきたいと思っております。」と回答して、追加請求を許容する合意であることを明確にしている。

## (力) 小括

したがって、一審被告が弁済をするに際して一審原告らと締結した本件和解合意ないし弁済の合意の趣旨は、一審原告と一審被告が、本件和解合意に記載された賠償項目について、当該一審原告らに損害が発生していること、その損害額の金額、一審被告がその損害賠償義務を負うことを認め、一審被告がこの損害額を弁済することを合意したものであり、かつ、一審原告らからの追加請求についてはこれを許容する趣旨の合意である。

## 第3 一審被告控訴審準備書面(3)に対する反論

### 1 一審被告の主張

一審被告は、各損害項目を挙げて、損害の発生が認められない、あるいは本件事故と損害の相当因果関係が認められないなど、裁判実務においては賠償されるべきである損害とは通常認め得ないケースも含めて、定型的な手続を通じて、賠償金が支払われ、結果として過剰な賠償がなされている等と主張している。

しかし、以下に述べる通り、いずれの損害項目についても、一審被告が主張する弁済は、和解契約が成立した債務についての弁済であって、和解の効力に反して蒸し返しを主張するものであると言わざるを得ない。和解契約に基づく弁済である以上、弁済の抗弁として失当であることはもちろん、損害額算定の事情としても考慮されるべきでないことは明らかである。

### 2 生命・身体的損害

一審被告は、「診断書上、因果関係が「不明」「なし」とされている中で支払われた生命・身体的損害については、当該支払いに対応する損害が認められず、損害を上回る賠償金が支払われていることとなる」などと主張する。

しかし、本件和解合意により、一審原告らに生命・身体的損害が発生したこ

と、その損害の数額、一審被告がその損害について損害賠償義務を負うことについて認め、合意をし、一審被告は弁済をしたのであるから、この点に関する一審被告の主張は失当である。

### 3 住居確保費用の賠償金

一審被告は、中間指針第四次追補を踏まえて行っている住居確保損害の賠償は、「本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を補填するもの」で、「住宅確保費用として支払われた賠償金については、精神的損害に対する賠償として、その全額が当然に慰謝料の認定額から控除される」などと主張する。

しかし、一審被告は、自ら「新規の資産取得のために必要となった支出」という財産的損害が一審原告らに発生したことを認め、その損害額を認定し、この損害賠償債務を一審被告が負うことを認め、本件和解合意ないし弁済の合意をして、住居確保費用として弁済をしたのである。

この点で、一般に、現在の裁判実務、判例実務として、住居確保費用という損害が認められるケースがあまりないことは事実であるが、裁判実務で認められない損害項目について、それが一審原告らに生じたこと、その損害額、その損害賠償義務を一審被告が負うことを認める合意が有効であることは言うまでもない。

しかも、これまで繰り返し主張しているとおり、本件では、放射性物質の拡散によって広範な地域が全面的に汚染され、当該地域の全住民が長期的な避難を強いられるという、極めて深刻で特異な事態が引き起こされ、当該地域の住民は、「生活を丸ごと奪われる」という状況を強いられ、これによって、全生活的・全人格的というべき広範かつ多様な被害を被ったものである。

したがって、住宅確保費用は、こうした本件の被害の実態に照らしても賠償の必要性の高い損害として把握されていたもので、そうした損害項目について

一審被告が賠償したことは当然である。

住宅確保損害は、その実質をみると、交換価値賠償では実現できない、「原状回復」を補うための損害項目である。

原状回復という観点は、いわゆる差額説とは別の視点からの金銭補償であり、差額説と矛盾をするわけではなく、あくまで事故と「相当因果関係ある損害」として認められるべきである。

なぜなら、生活必需品である自宅は利用価値の回復が大切であり、交換価値の差額だけでは、利用価値が回復できない場合があり、その点からも住宅確保損害を捉える必要性がある。すなわち、住居確保費用の賠償は、交換価値でなく、再調達価値での賠償という視点に基づくものである。

そして、このような再調達費用に即した損害賠償額の算定は、従来判例が採用してきたとされる差額説と矛盾するものではない。損害賠償の機能は、発生した損害について原状回復を実現するところにあるのであり、差額説による損害理解、損害額算定は、こうした本来の損害賠償の機能を実現するためのものに過ぎない。

交換価値、市場価値の賠償が原状回復を基礎づけるに足りない本件のような場合には、再調達の費用を出発点とする賠償を考えることが適切あるいは必要とされる。

以上のように、一審被告が訴訟外によって上記のような観点から実施した住居確保費用の弁済は、本件の被害の特殊性に基づいて中間指針が定め、一審被告が賠償した財物賠償なのであり、本件で一審原告らが求めている請求とは関係せず、弁済の抗弁としても損害額算定の事情としても意味のないものである。

#### 4 就労不能損害・営業損害について

一審被告は、就労不能損害のうち本件事故以降に新たに就労した勤務先から得た収入のうち月50万円を上限として、営業損害についても平成24年3月以降

に得た利益を、いずれについても「特別の努力」によるものとして賠償金から控除せずに支払いを行ったことが、「差額説に基づいて算定される損害額を超えてなされた支払いであって、慰謝料の認定額から控除される必要がある。」と主張する。

しかし、最高裁は必ずしも厳格に差額説をとるものとは評価されておらず（最高裁昭和46年6月29日判決・民集25巻4号650頁、最高裁昭和49年7月19日判決・民集28巻5号872頁、最高裁平成8年4月25日判決・民集50巻5号1221頁等参照）、「特別の努力」により損害が生じなかった場合に「特段の事情」として損害を認める立場を採用している。最高裁昭和56年12月22日判決は、「たとえば、事故の前後を通じて収入に変更がないことが本人において労働能力低下による収入の減少を回復すべく特別の努力をしているなど事故以外の要因に基づくものであつて、かかる要因がなければ収入の減少を来たしているものと認められる場合」を「特段の事情」として例示しているのである（民集35巻9号1350頁）。

よって、一審被告が上記のように「特別の努力」を考慮したことが不合理とは言えないであろうし、そうした判断の下、就労不能損害・営業損害という損害項目について賠償額を定め、合意して支払も終了しているのであるから、やはり本件和解合意ないし弁済の合意に反するもので認められるものではない。

## 5 住宅の補修・清掃費用について

一審被告は、本件事故発生から平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用として、所有者に対し住宅1戸あたり定額30万円の賠償を行った点について、「本件事故と相当因果関係のある補修・清掃費用の支出の有無及その数额が一審原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。」と主張する。

この点も同様である。

一審被告は、訴訟外においては、一審原告ら被害者に個別の立証等の負担を求める事なく、定額を支払うこととしたものであり、そのような判断により支払いも完了している。このように、「平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用」と損害項目を限定して金額を定めた合意は、和解合意ないし弁済の合意として有効であり、一審被告の主張はこのような合意に反する主張である。

## 6 家財賠償のうち定額賠償分について

一審被告は、家財の保有状況やその財物価値につき個別の説明・疎明を求める事なく、世帯構成と避難区域の種類に応じて基準表に基づく支払いをしたが、その数額に見合う損害が必ずしも生じていたものではない等と主張する。

しかし、一審被告は本件事故による甚大な被害を与えた加害者として、一審原告ら被害者に賠償請求にかかる過大な負担を課すことを避けるために、一定の基準を設けて家財の定額賠償分を支払ったのであり、上記主張はそのような加害者としての謝罪と反省の心を失った主張である。

一審被告は、家財賠償という損害項目について、一審原告らと個別に金額について合意をして支払いを終了したのであり、和解合意ないし弁済の合意に反する一審被告の主張は認められない。

## 7 小括

以上より、一審被告が弁済の抗弁として主張するものは、当該弁済に対応する損害が発生していたこと、その損害額が当該弁済額を下回らないことについて、弁済時に一審原告一審被告間で合意があった。

したがって、過払いなどは存在しないし、本訴に至ってこのような主張をすることは合意に反する主張である。

したがって、一審原告らが本訴訟で請求するのは、上記訴訟外で弁済されてい

ない損害であり、一審被告の弁済の抗弁は理由がない。

#### 第4　まとめ

以上の通りであるから、一審被告の主張は、損害の発生を認めて和解契約に基づき支払った弁済について、和解の効力に反して蒸し返しを主張するものに他ならないのであるから、弁済の抗弁として失当であることはもちろん、損害額算定の事情としても考慮されるべきでないことは明らかである。

以上